

社会福祉法人等が行う老人福祉施設整備事業に対する補助金交付要綱

平成14年10月25日市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、市民の福祉増進を図るため、社会福祉法人等が行う老人福祉施設整備事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「社会福祉法人等」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び市長が公益上必要と認める老人福祉施設整備事業を行う者をいう。

(補助対象)

第3条 補助対象となる老人福祉施設整備事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 静岡県介護保険関連施設等施設整備事業費補助金の交付を受けて市内に施設を整備することが決定した事業
- (2) 社会福祉法人信愛会に係る特別養護老人ホーム土肥ホーム施設整備費借入金償還事業

(補助金)

第4条 補助金は、前条の老人福祉施設整備事業に係る経費の一部を助成するものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第5条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が

明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

前号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（第1号又は前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（平成14年10月25日市長決裁）

この要綱は、市長決裁の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

付 則（平成18年9月13日市長決裁）

この要綱は、市長決裁の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

付 則（平成19年8月10日副市長決裁）

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

付 則（平成20年7月1日副市長決裁）

この要綱は、副市長決裁の日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

付 則（平成21年9月8日副市長決裁）

この改正は、平成21年9月8日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

付 則（平成28年3月22日副市長決裁）

この改正は、決裁の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。